

8 生活関連等施設の該当基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）～抜粋

（生活関連等施設）

第27条 法第102条第1項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 1 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号の電気事業者又は同項第12号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力5万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧10万ボルト以上のものに限る。）
- 2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項のガス工作物（同項に規定するガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第2項のガス小売事業（同条第1項に規定する特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の用に供するものを除く。）
- 3 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの
- 4 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項の鉄道施設又は軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設であって、鉄道又は軌道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもののうち、当該施設の1日当たりの平均的な利用者の人数が10万人以上であるもの
- 5 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号の電気通信事業者（同法第9条の登録を受けた者に限る。）がその事業の用に供する交換設備（同法第12条の2第4項第2号ロの利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該伝送路設備の電気通信回線の数が3万に満たないもの及び同項ロの移動端末設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備で当該移動端末設備の数が3万に満たないものを除く。）
- 6 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第3条に規定する放送大学学園を除き、地上基幹放送（放送法第2条第15号の地上基幹放送をいう。以下この号において同じ。）を行うものに限る。）が行う放送法第2条第4号の国内放送（地上基幹放送に限る。）の業務に用いられる放送局（同条第20号の放送局をいう。以下この号において同じ。）であって、同法第91条第2項第3号に規定する放送系において他の放送局から同法第2条第1号の放送をされる同条第28号の放送番組を受信し、同時にこれをそのまま再送信する放送を主として行うもの以外のものの無線設備
- 7 港湾法（昭和25年法律第218号）第52条第1項第1号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設
- 8 空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港及び同法第5条第1項に規定する地方管理空港（以下この号において「空港等」という。）の同法第6条第1項の滑走路等及び空港等の敷地内の旅客ターミナル施設並びに空港等における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項の航空保安施設
- 9 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章の規定の適用を受けるダム
- 10 法第103条第1項の危険物質等の取扱所

(危険物質等)

第28条 法第103条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の政令で定める物質は、次のとおりとする。

- 1 消防法(昭和23年法律第186号)第2条第7項の危険物(同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)
- 2 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物(同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)
- 3 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類
- 4 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条の高圧ガス(同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。)
- 5 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。)
- 6 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の7第1項第3号に規定する核原料物質を除く。)
- 7 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物(同法第32条に規定する許可届出使用者等(同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者又は許可廃棄業者とみなされる者及び当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。)が所持するものに限る。)
- 8 医薬品医療機器等法第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬(同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。)
- 9 電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物(発電用のものに限る。)内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス(当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。)
- 10 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素(業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。)
- 11 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第1項の毒性物質(同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで(同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。)又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。)

(注) 生活関連等施設は、武力攻撃の標的となるおそれがあるため、当該資料編には記載しないものとする。

生活関連等施設の種類

国民保護法施行令	施設の種類
第 27 条第 1 号	発電所、変電所
第 27 条第 2 号	ガス工作物
第 27 条第 3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
第 27 条第 4 号	鉄道施設、軌道施設
第 27 条第 5 号	電気通信事業者用鋼管設備
第 27 条第 6 号	放送局用無線設備
第 27 条第 7 号	水域施設、係留施設
第 27 条第 8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
第 27 条第 9 号	ダム
第 27 条第 10 号、第 28 条第 1 号	危険物の取扱所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号	毒物劇物取扱所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号	火薬庫、火薬類製造所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号	高圧ガス製造所、高圧ガス貯蔵所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 5 号、第 6 号	核燃料物質の取扱所等
第 27 条第 10 号、第 28 条第 7 号	放射性同位元素の許可届出使用事業者等
第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号	薬局、医薬品の販売業の店舗等（同動物用医薬品）
第 27 条第 10 号、第 28 条第 9 号	高圧ガス取扱所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号	生物剤、毒物取扱所
第 27 条第 10 号、第 28 条第 11 号	毒性物質取扱所